

第 8 5 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 平 成 3 1 年 2 月 2 5 日 ( 月 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 2 月 2 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

- |        |    |   |
|--------|----|---|
| 日程第 1  | 1  | 會議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 2  | 会期の決定   |
| 日程第 3  | 3  | 第 4 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
|        |    | 第 5 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
|        |    | 第 6 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
| 日程第 4  | 4  | 第 7 号議案 宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定について                   |
| 日程第 5  | 5  | 第 8 号議案 ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正について                          |
| 日程第 6  | 6  | 第 9 号議案 宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について |
| 日程第 7  | 7  | 第 10号議案 宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正について                       |
| 日程第 8  | 8  | 第 11号議案 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について              |
| 日程第 9  | 9  | 第 12号議案 宍粟市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第 10 | 10 | 第 13号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第 11 | 11 | 第 14号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例等の一部改正について                      |
| 日程第 12 | 12 | 第 15号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について                         |
| 日程第 13 | 13 | 第 16号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について                            |
| 日程第 14 | 14 | 第 17号議案 宍粟市介護保険事業基金条例の一部改正について                        |
| 日程第 15 | 15 | 第 18号議案 宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正について                     |

日程第 1 6	第 19号議案	観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 1 7	第 20号議案	宍粟市営住宅条例の一部改正について
日程第 1 8	第 21号議案	宍粟市下水道条例等の一部改正について
日程第 1 9	第 22号議案	宍粟市市町村職員退職手当組合格約の変更について
	第 23号議案	兵庫県町議会議員公務災害補償組合格約の変更について
日程第 2 0	第 24号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 2 1	第 25号議案	平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 2 2	第 26号議案	平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）
	第 27号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 28号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
	第 29号議案	平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 30号議案	平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 31号議案	平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	第 32号議案	平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 33号議案	平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2 3	第 34号議案	平成31年度宍粟市一般会計予算
	第 35号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 36号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 37号議案	平成31年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 38号議案	平成31年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 39号議案	平成31年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 40号議案	平成31年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 41号議案	平成31年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 42号議案	平成31年度宍粟市水道事業特別会計予算

第 43号議案 平成31年度宍粟市病院事業特別会計予算

第 44号議案 平成31年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 4号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 5号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 6号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 4 第 7号議案 宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定について

日程第 5 第 8号議案 ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正について

日程第 6 第 9号議案 宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第 7 第 10号議案 宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第 8 第 11号議案 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 9 第 12号議案 宍粟市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

日程第 10 第 13号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 11 第 14号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例等の一部改正について

日程第 12 第 15号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 13 第 16号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について

日程第 14 第 17号議案 宍粟市介護保険事業基金条例の一部改正について

日程第 15 第 18号議案 宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正について

日程第 16 第 19号議案 観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 17 第 20号議案 宍粟市営住宅条例の一部改正について

日程第 18 第 21号議案 宍粟市下水道条例等の一部改正について

日程第 19 第 22号議案 宍粟市市町村職員退職手当組合規約の変更について

	第 23号議案	兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
日程第 2 0	第 24号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 2 1	第 25号議案	平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 2 2	第 26号議案	平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）
	第 27号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 28号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
	第 29号議案	平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 30号議案	平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 31号議案	平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	第 32号議案	平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 33号議案	平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2 3	第 34号議案	平成31年度宍粟市一般会計予算
	第 35号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 36号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 37号議案	平成31年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 38号議案	平成31年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 39号議案	平成31年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 40号議案	平成31年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 41号議案	平成31年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 42号議案	平成31年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 43号議案	平成31年度宍粟市病院事業特別会計予算
	第 44号議案	平成31年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

---

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番	津 田 晃 伸	議員	2 番	宮 元 裕 祐	議員
3 番	山 下 由 美	議員	4 番	東 豊 俊	議員
5 番	今 井 和 夫	議員	6 番	大久保 陽 一	議員
7 番	田 中 孝 幸	議員	8 番	浅 田 雅 昭	議員
9 番	田 中 一 郎	議員	1 0 番	神 吉 正 男	議員
1 1 番	飯 田 吉 則	議員	1 2 番	大 畑 利 明	議員
1 3 番	林 克 治	議員	1 4 番	榎 橋 美 恵子	議員
1 5 番	西 本 諭	議員	1 6 番	実 友 勉	議員

---

欠 席 議 員 な し

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 崎 一 也 君	書	記 小 谷 慎 一 君
書 記	岸 元 秀 高 君	書	記 小 椋 沙 織 君

---

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 局 長	西 岡 章 寿 君	企 画 総 務 部 長	坂 根 雅 彦 君
まちづくり推進部長	富 田 健 次 君	市 民 生 活 部 長	平 瀬 忠 信 君
健康福祉部長	世 良 智 君	産 業 部 長	名 畑 浩 一 君
建 設 部 長	花 井 一 郎 君	一 宮 市 民 局 長	上 長 正 典 君
波 賀 市 民 局 長	坂 口 知 巳 君	千 種 市 民 局 長	津 村 裕 二 君
会 計 管 理 者	榎 谷 米 男 君	総 合 病 院 事 務 部 長	志 水 史 郎 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	前 田 正 人 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 村 吉 一 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(実友 勉君) おはようございます。第85回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

2月も終盤に入り、寒さ厳しい冬から少し春らしくなってきました今日、議員各位には御健勝にて今定例会に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年の冬は暖冬と言われておりましたが、市内のスキー場では年末より滑走が可能となり、市内外から多くの人々が訪れ、地域活性化、地域経済に寄与していただいております。

また、元号が新しくなる5月には、10連休、大型連休になると言われています。春から夏にかけては市内観光施設並びに経済等が大きなにぎわいになればと期待をするところでございます。

本定例会はいよいよ平成最後の定例議会となります。今定例会に付議されます諸案件は、条例の一部改正や各会計予算等、生活に重大な関連のある多種多様にわたるものでございます。中でも本定例会では、平成31年度予算が提案され、今後の市政発展の方向を決める重要な判断が求められます。市長はじめ市当局、議会それぞれの立場において議案協議に御精励くださいますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶といたします。

市長、挨拶をお願いします。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。本日、第85回の宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

昨年の冬はマイナス10度から15度を示す日があるほど非常に寒い冬でありましたが、今年は一転して暖冬でありまして、揖保川の川辺に咲く梅の花等々も少しずつ春の訪れを今感じておるところではないかなと、このように思います。

さて、昨年は、7月豪雨をはじめとするたび重なる台風の襲来で、市内でも河川の氾濫や山腹崩壊など、大きな被害が発生したところであります。このことへの対応は、国、県、さらに地域の皆さんの多大なる御支援、協力により、着実に復旧が進んでいることが実感できる状況となっております。御支援・御協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

今年、森林環境譲与税の創設初年度に当たり、「森林」への関心が一層高まる

ことが期待され、「森林から創まる地域創生」として、我がまちは「森林」をキーワードに地域創生を進めているところであります。これを契機に、さらなる「森林」を活かしたまちづくりへ弾みをつけていきたいと、このように考えております。

また、2020東京オリンピック・パラリンピックが来年に開催されます。オリンピックといいますと、やはり聖火が思い浮かぶ方も多いのではないかと、このように思います。私は、宍粟の子どもたちに夢を与えるためにも、聖火を宍粟市に通せるよう、誘致に今現在全力で取り組んでおるところであります。この8月には、最終的にコースが決定されると聞いております。さらに全力でこの誘致に取り組んでいきたいと、格別の議員の皆様にも御支援をいただきたいと、このように思います。

また、本年をもっていよいよ「平成」が終わり、新たな年号に変わることとなります。来るべき新たな時代に向かって躍進する宍粟市とするためにも、平成31年度は、災害により被災された方が一日でも早く元の生活に戻っていただけるよう早期復旧に努めます。

同時に、地域創生総合戦略の重点化方針に基づく各施策を着実に実行しつつ、その効果や成果を検証し、「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」と「第2次宍粟市地域創生総合戦略」につなげていく必要があると、このように考えておるところであります。

この視点のもと進める平成31年度の施政方針及び予算案につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、平成30年度補正予算、平成31年度予算、人権擁護委員候補者の推薦等々、宍粟市のそれぞれの今後の方向を決める重要な案件41の議案を上程しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） ただいまから、第85回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書

が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案41件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（実友 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

10番、神吉正男議員、11番、飯田吉則議員、以上、両議員にお願いをいたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（実友 勉君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの30日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月26日までの30日間に決定しました。

#### 日程第3 第4号議案～第6号議案

○議長（実友 勉君） 日程第3、第4号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第6号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第4号議案から第6号議案までの人権擁護委員候補者の推薦につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される委員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。

この人権擁護委員のうち、3名が平成31年6月30日をもって任期が満了となりま



すことから、大岩清人氏、梶浦俊宏氏、谷笹摩弥氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

大岩氏は、平成28年7月から人権擁護委員として積極的に活動され、人権擁護と啓発に多大な貢献をなされており、引き続き市民の人権擁護に取り組んでいただきたく推薦しようとするものであります。

また、梶浦氏、谷笹氏の両名は、人格識見ともすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、市民の人権擁護と啓発に精力的に取り組んでいただきたく新たに推薦しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第4号議案から第6号議案までの3議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第4号議案を採決いたします。

第4号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第4号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

続いて、第5号議案を採決いたします。

第5号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

続いて、第6号議案を採決いたします。

第6号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第6号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

日程第4 第7号議案

○議長(実友 勉君) 日程第4、第7号議案、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第7号議案、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略について、目指すべき方向性は一緒でなければなりません。同一的な視点を持った議論を深めるという意味からも組織を一体化することで、より効果的、かつ効率的に策定できるため、新たに宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例を制定しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(実友 勉君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番(大畑利明君) 12番、大畑です。第7号議案、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定について質問をさせていただきたいと思っております。

宍粟市は人口減少あるいは少子化、高齢化に歯どめが効かない状況で、後期の総合計画あるいは地方創生総合戦略の策定をしていくということですが、今、市長から提案がありましたように、この二つの委員会を統合していく、それによって効果的あるいは効率的にという御提案でございましたが、効果的というのはよくわかるんですけども、策定委員会が効率的というのはいかがなものかなということ、少し心配な部分がありますので、何点かお伺いをしたいというふうに思います。

今回、提案の条例の第3条に組織というのがございまして、委員20名以内で組織

するというところで、その委員さんの選び方といいますか、どういう委員で構成するかということについて、公募の委員でありますとか、市の区域内の公共的団体等の代表者、あるいは市長が必要と認める者というふうにありますけども、私は前期の総合計画であるとか、あるいは総合戦略、こういうものがしっかり検証される仕組みがあるのかどうか、その辺が一つ心配でありまして、しっかり現状を検証し、いわゆるPDCAサイクルですね、そういうものにのっとなって次の計画というのは策定されるべきではないかというふうに思いますので、この検証が十分行われる会議なのかどうかというところを1点お伺いしたいと思います。

それから、二つ目に、地方創生につきましては、まち・ひと・しごと創生法、これを引き継いでいかれるわけですが、この創生の総合戦略の閣議決定が平成26年12月27日にされておりますけども、そこに定められている基本方針というものに今回も沿ったものなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、三つ目でございますが、前回宍粟市で地域創生戦略委員会というものを設けられておりましたが、そこには住民代表に加えて産業界ですとか、あるいは金融機関とか、労働団体、報道、そういう各種の立場から組織構成がされていたと思います。それにはその意義があったというふうに思いますが、それが今回どのように引き継がれていくのかということについてお伺いしたいと思います。

以上、3点でございます。

○議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうから、その3点についての御答弁をさせていただきます。

まず、一つ目に、検証はできるのかということでございます。御存じのとおり、この部分については平成27年に策定をし、今ちょうど中間年を過ぎたところというところでございますが、この事業あるいは推進の戦略の継続性、このあたりを重要視していく必要があるのかなど、そんなふう考えております。

よって、今回の策定に当たりましては、今御指摘をいただきましたPDACサイクル、このことについては十分に議論をしていきたいというふうに思いますし、委員会のメンバー構成についてもそのことに配慮した形で進められたらいいなど、そんなふう今現在考えておるところでございます。

それから、地域創生の目指すものというのは、平成27年に示されて以降、何ら変わっているというふうには理解をしておりません。よって、その精神というものに

については、今後においても引き継ぐという形で我々も計画策定に臨んでいく必要があるというふうに考えております。

それから、組織のことをごさいます。組織構成としては、非常に産官学金労言、これが第1次のときに求められておりました、その構成をもって今戦略委員会を進めておりますけども、条例を一つにして20人以内で委員を求めていく中では、3号に規定をしておるもので、この産官学金労言の皆さんには引き続きこの計画策定の中に入っていただきながら、専門性のある御意見をいただき、計画を策定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。確認という意味でもう一回だけさせていただこうと思ひます。

前期の計画、総合戦略を含めて十分検証して継続性を持たせていくことが重要だということ、そのためには委員のほうについても戦略委員のメンバーも引き続いてそういう多種多様なところから選んでいきたいということの確認をできたかなというふうに思うんで、そういう方向で私もいいかなというふうに思うんですが、効率的に策定するというのは、何か私の受けとめ方が悪いのかもわかりませんが、計画をつくるのにあんまり複数の委員会を置いていたら時間がかかってしゃあないから、短期間にやっ飛ばさうみたいなね、そういう感じがするので、そういうことは決してしてはいけないというふうに思ひます。

国の総合戦略の閣議決定のときに、政策5原則というのがある、その中の一つに、5原則というのは自立性とか将来性、地域性、直接性、結果重視というふうに五つ書かれてあるんですね。ここの4番目の直接性のところに、今部長からありましたように産業界とか大学、金融機関、そういうところとの連携を促して、そして政策を効果的に実行すると。要は、戦略会議の委員会で事業をつくって政策をつくってみても、実際にそれを実行する部隊とつながっていなかったら、関連がなかったら進まないということだろうと思ひます。ですから、よりその計画を実行させていくために、こういう人たちにしっかり入ってもらって、連携をして、効果的な実行に促していこうということだろうと思ひます。こういう趣旨は十分取り入れるのかどうか。それをもう一度確認したいと思ひます。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 効率性という言葉の響きに少し誤解を招くようなことがあった部分については、少し遺憾に思っておるところでございます。ただ、お

っしゃっていただいたように、そのつもりは全くございません。市長の提案理由でも申させていただいたとおり、同一の視点で目指すべき方向を議論をしていただきたいというところが本音でございますので、そのことの部分についてはお酌み取りいただきたいなあと、そんなふうに思います。

さらに、産官学金労言、このことにつきましては、国のほうからも指針として示されておりますので、我々としてはその重要性というのを十分認識をしながら今後もうやっていきたいと。第1次の総合戦略を策定以降、昨年御存じのとおり、商工会さんと、西兵庫信用金庫と市のほうで協定を結ばせていただきました。これは総合戦略の一つの成果といいますか、前進をする一つの取り組みというふうにも捉えております。その中で、ジャンプアップ宍粟であるとか、いろんなマッチングの方法も新たに取組みられてきておるといふところがございますので、そういう連携を深めていくということについては、宍粟市のこれからの発展には欠かせないというふうに思っておりますので、おっしゃっていただいたとおり、いろんな分野からの専門性のある御意見をいただきながら、計画策定に努めていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（実友 勉君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第7号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第5 第8号議案

○議長（実友 勉君） 日程第5、第8号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第8号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、地域づくり及び地域コミュニティの醸成に関する事業、また、防災対策・安全対策の事業にも、ふるさと納税による寄附金を活用できるよう、寄附金の使途を追加しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第8号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第6 第9号議案

○議長(実友 勉君) 日程第6、第9号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第9号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

2019年10月から地方消費税を含む消費税の税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、宍粟総合病院及び波賀・千種診療所における課税対象となる使用料及び手数料の額を見直すため、本条例を改正しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(実友 勉君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番(大畑利明君) 12番、大畑です。引き続きまして、診療所と総合病院の使用料及び手数料の一部改正について質問させていただきたいと思うんですが、今回、消費税の2%引き上げに伴う手数料等の見直しということでございますが、このうち室料差額に対する消費税の課税について質疑をさせてもらおうと思います。これは差額ベッドのことだろうと思いますが、この条例改正案の別表1の中に、室料差額欄というのがございますが、ここに個室北館、入院室北館という二つの北館という表記がありますが、これは総合病院の産婦人科の入院に関する室料というふうに考えてよろしいのか、1点お伺いしたいと思います。

もし、それがそうであるなら、この差額ベッド料に対する消費税の取り扱い、本

来、妊娠中の入院とか、出産後の入院における差額ベッドは非課税という規定があるかどうかというふうに思うんですが、それとの関係についてどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 志水総合病院事務部長。

○総合病院事務部長（志水史郎君） 先ほどの御質問でございます。お答えさせていただきます。

妊娠中の入院及び出産後の入院における差額ベッド料及び特別給食費等につきましては、消費税法第6条において非課税として規定されております、「医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等」に該当するものでございまして、これまでどおりその全額を非課税として取り扱いさせていただきます。

北館につきましては、御質問のとおり3階の北館の病室でございます。一応北館は妊産婦の方が入られることが多いですが、それ以外のケースもありますので、一応この消費税の表示はさせていただいておると。ただし、妊娠・出産に係る分については、消費税非課税の割り戻した原価で料金をいただいております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 北館については産婦人科だと。そして、妊娠中あるいは出産後、入院される場所だということでは間違いはないと思うんですが、その差額ベッドについては非課税だというふうにおっしゃった。でも、この条例を見る限り、備考欄にそういう記述が見受けられないんですね。ですから、その消費税法の解釈の中に非課税だというふうに書いてあって、原則も非課税なんだということかもわからないんですけど、条例でこういうふうに書くと、市独自で条例の中で徴収するということになってしまうんじゃないかというふうに私は思うんです。これ法制上の問題かもわかりませんが、非課税扱いの分についてはこれから除くということをお知らせすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 志水総合病院事務部長。

○総合病院事務部長（志水史郎君） お見込みの点もありますけども、過去消費税課税当時から病院におきましては、このような表現でさせていただいております。条例より上位の法令で規定されておる分については、本来条例で改めてお示しする必要がどうしてもあるかといいますと、そこは各自治体での任意的な判断ができるというふうにお聞きしましたので、当病院におきましては、これまでから消費税の非

課税扱いについての表現はしてありませんが、利用者の患者さんからはいただいておりますということをごさいます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 今おっしゃっていることが、条例上明記されないと、ちょっと審査しようがないなと思うんで、付託になろうかと思うんで、委員会のほうでそこは明確に、こういう条例の規定で今の非課税分について徴収するようなことはないという、しっかりした根拠を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 志水総合病院事務部長。

○総合病院事務部長（志水史郎君） 追って説明の資料等を出させていただきます。

○議長（実友 勉君） 続いて、3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 3番の山下です。宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

この議案は、10月から消費税率が8%から10%に2%引き上げられることに伴い、宍粟市の診療所と公立宍粟総合病院の使用料及び手数料を引き上げるものでありますが、今、病院の使用料や手数料が引き上げられたら、現状でも医療費の負担が大きいのので、市民の生活を圧迫しており、この引き上げによって、より病院を利用しにくくなるのではないかと思います。対応策は考えておられるのか。

消費税増税は、これまでも2回時期の延期が行われてきました。現状でも市民の多くは増税に賛成をしてはおりません。10月から施行される予定の条例を今決定する必要があるのかどうか、お尋ねします。

前回、2014年の4月に消費税が8%に引き上げられたとき、自治体によっては消費税アップ分の使用料等の引き下げを行って、市民負担を防いだところもあります。今回、宍粟市においてこのようなことは検討されないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（実友 勉君） 志水総合病院事務部長。

○総合病院事務部長（志水史郎君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の使用料、手数料が引き上げると市民が困るのではないのか、その対応策はということをごさいます。このたびの条例改正は、平成28年11月18日に成立した消費税法の一部改正に伴うものでございまして、使用料及び手数料の改定に関して特に対策は考えておりません。



2点目、10月から施行される条例を今決定する必要があるのかという御質問でございますが、今回、議案を提出いたしましたのは、平成31年10月1日施行までに市民への周知期間を要するという判断をしたためでございます。

それから、3点目の宍粟市で公費負担することは検討しないのかということにつきましては、それぞれの料金につきましては、提供する業務に対して適正な金額を設定しておると考えております。消費税改正相当分を市が負担するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） いずれにしても、消費税が8%から10%に2%引き上げることに伴う、使用料及び手数料の引き上げに対する対応策等は考えられていないということでありましたが、現状でも本当に医療費の負担というのは、私も総合病院も何度も利用させてもらいましたけどもふえているなというふうに感じております。

こういうこともありまして、より病院を利用しにくくなるということも考えられますので、やはり何らかの対応策は市長として考えなければならないのではないかなと思っておりますが、市長、いかがですか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいま事務部長が答弁申し上げたとおり、消費税法の一部改正に伴うものでありまして、また同時に、10月からということではありますが、十分市民の皆さんにも周知が必要と、こういうことでもありますので、そういうことで進めていきたいと、このように思っています。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 周知が必要と言われるけれども、決定してしまってから、周知をしても市民の意見や要望等を聞く時間がないなと思うわけなんです。だから、消費税率が引き上げられる前に周知をして、引き上げられたときの公共料金における対応に対して事前に市民に知らせる意見・要望の交換会等を開かれるというようなことはないのかどうか、お尋ねします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この消費税の改正については、平成28年11月18日に国で決定され、いろんな国民的な議論もあったと、このように思っています。幾らか時期的な変遷があったところではありますが、市としてはこの改正に伴って進めていきたいと、このように考えておるところであります。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第9号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第7 第10号議案

○議長（実友 勉君） 日程第7、第10号議案、宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第10号議案、宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

特別職報酬等審議会は、市の行革大綱に基づき、2年に1度開催しているところでありますが、本年度開催をしました審議会からの意見を踏まえ、来年度以降につきましては、人事院勧告等の状況によって、毎年審議会を開催する見込みがあることから、委員の任期を2年に改正し、より効率的・効果的な審議が行えるよう整備するものであります。あわせて文言の整理、所掌事項の整理についても行います。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第10号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第8 第11号議案

○議長（実友 勉君） 日程第8、第11号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第11号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、働き方改革関連法の施行に伴い、人事院規則において、国家公務

員の時間外勤務命令の上限時間等に関する改正がされることを受け、当市におきましても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、同様の措置がとれるよう所要の改正を行うものであります。

具体的な内容につきましては、規則に委任する形となりますが、時間外勤務に上限時間を設けること、大規模な災害など緊急性の高い業務に従事する場合は上限時間に特例を設定できることなどを規定するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、何点か質問させていただこうと思います。

今回の条例改正の趣旨は、働き方改革ということ、そういう観点からというふうに思いますが、働き方改革といいましても、逆に過労死あるいはメンタルヘルス、そういうことをしっかりして過労死なんかをなくしていくという、そういう視点だろうというふうに思いますので、そういう観点で幾つか聞きたいと思います。

その中の一つに、長時間労働の是正と縮減措置ということで、今、市長からも提案理由がありました。この条例だけで具体的にどういうふうにするのかということが規則がついておりませんので、規則をどのようにするのかということについてお伺いをしたいと思います。

まず、超過勤務命令の上限時間の設定、これは1カ月何時間、かつ年間何時間というふうに定められるのか、お伺いします。

それと、災害対応や緊急性の高いものについては、上限を超える場合があると。いわゆる真にやむを得ない場合ということは具体的にどういう業務なのでしょう、お伺いしたいと思います。

人事院規則では、時間外への勤務命令が公務運営上真にやむを得なかったとしても、事後の検証をしっかりと行わなければならないということを明記しておりますが、そのあたりの考え方についてお伺いをいたします。

それと、そういう規定に反した場合の罰則規定というのは設けられているのでしょうか、お伺いをします。

それと、他の法律、労働安全衛生法とか、そういうことに関連してですけども、

職員の健康確保措置ということで、一定時間以上の超過勤務を行った職員に対しては、医師による面談とか、要するに病院にしっかり健康の診断を受けるとかという健康の状態の確保措置を設けなければいけないということになっておりますが、その辺についての考えをお聞かせください。

もう1点、触れられなかったですけども、時間外の上限設定とは別に年次有給休暇、これの指定義務化というものもあると思うんですが、これについての考え方を伺いたしたいと思います。

それと、私が非常に心配しますのは、上限設定をして、職員の勤務環境を整えるといいますが、一方では、私たちも多くのことを職員さんに求めていきますし、市民サービスという面においては、それはどうしてもサービスが低下してはいけないという観点から、非常に相矛盾するところが出てくるんじゃないかなというふうに思うわけです。そういう意味では、単なる上限設定を設けるだけではなくて、業務量全体、そういうものを総務だけがやるんじゃなくて、それぞれの所属において、しっかりマネジメントする必要があるというふうに思います。それとか、もう既に恒常的に超過勤務の職場があると思うんですね。そういうところについては、業務量が本当に多いところについては、上限設定だけではなくて、やっぱり要員の確保、人の確保ということも当然必要になるんじゃないかというふうに考えますけども、その辺の全体についてどのようにお考えなのか、伺いたしたいと思います。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） まず、上限時間の設定でございます。原則1カ月45時間、かつ年間360時間、さらには他律的な業務、いわゆる業務量だったり、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項で自ら決定することができない困難な業務というふうに言われてますけども、具体的には例えば予算編成だったり、あるいは確定申告、あるいは選挙事務、そういったものを想定しておりますけども、そういう業務の比重が高い部署に勤務する職員、このことについては事前に指定をしながら1カ月100時間、かつ年間720時間、かつ2カ月から6カ月の平均が80時間以内というふうに規定をするということにしておるところでございます。

続いて、真にやむを得ない場合、議員おっしゃったように、大規模な災害への対処、そういったものを想定をさせていただいております。さらには、重要な政策に関する条例の立案でありますとか、緊急に要する業務等々、これはそういうことで指定をするということがあるということでございます。

事後的な検証、これも義務づけられておるわけですけども、具体的には人事担当

部局と所属の部長、次長、課長、係長、そういったところとの検討会議、これを実施しようというふうに考えております。

各職場においても業務のあり方、そういったところを十分見直しをするという取り組みも今後においては必要になってくるのではないかなど、そんなふうに考えております。

罰則規定でございますが、特に罰則規定についてはございません。

それから、職員の健康確保措置の件についての御質問であります。疲労の蓄積が認められる職員、この職員からの申し出がある場合は、産業医に面接指導等、必要に応じて健康診断を行うということになっております。ただし、1カ月100時間、あるいは2カ月から6カ月の平均が80時間を超える時間外勤務命令をした場合、この場合につきましては、本人からの申し出なくして産業医による面接指導を行うというふうにしたいというふうに考えておるところであります。

また、ストレスチェックという形で今進めておりますけども、こちらのほうの有効活用も進めていきたいというふうに思っております。高ストレス者については、医師への面談を促すというような方法もこれからは取り入れていく必要があるのかなど、そんなふうにも考えておるところでございます。

それから、年次有給休暇の指定義務の件でございます。

労働基準法の対象になる職員については、技能労務職及び地方公営企業の職員でございますが、一部の職員にそれを当てはめるというわけにはいかないというところで、全職員について5日の指定義務を設ける予定にしておるところでございます。

それから、最後に、組織全体としてのマネジメントの件でございます。

これまで以上に所属長等の業務管理、その重要性が増してくるというふうに考えております。人事担当課と各部局の連携、これらを今後さらに密にしていくということが必要であるというふうに考えております。この観点から、恒常的に長時間労働となっている職場につきましては、業務の見直しを行いながら人員の配置、そのことについても考えていく必要があると。場合によっては人事異動ということも検討しないといけないという状況も出てくるのかなど、そんなふうに考えておりますので、いずれにしましても、各部局との連携、どういう状況にあるのかということについては、これまで以上の情報共有というのが必要になってくるというふうに考えておるところでございます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。もう一度お伺いしたいんですが、真にやむ

を得ない業務というのは、あらかじめ指定をするというふうに伺ったわけですが、  
どういうふうにそれは明記されるのかというのをもう一度お伺いします。

それと、私が心配しますのは、上限設定されて、それが守られているか否かとい  
うのは、超過勤務の報告書というんですか、議会なんかにも報告いただく、あれか  
ら把握されるのかどうかということですね。というのは、何を心配するかというの  
は、超過勤務の対象でない管理職の人たち、その上限時間をどういうふうに、何  
で把握するのかという問題と、それから、上限時間が定められるので、超過勤務と  
して上げる時間を合わせて、いわゆるサービス残業というものが横行しないか、そ  
の辺の心配があるんですが、いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 真にやむを得ない場合につきましては、あらかじめ  
年度当初に他律的な業務も含めて考えていきたいというふうに今現在考えておりま  
す。

それから、実際に時間外労働がどうなのかということでございます。管理職につ  
いては、現在も任意でございますけども、全ての管理職の時間外がどういう状態に  
なっているのかということにつきましては、報告を既にもらっておる状況にござい  
ます。その状況を見定めていくということが必要になってくるというふうに思いま  
す。

さらに、危惧をしていただいておりますサービス残業の件につきましては、これ  
は十分に担当部局との調整という部分、それが必要になってくると思います。なか  
なかそうは言っても休みの日に出てきた者を時間外として勤務命令を出さないとい  
うところがわからない状況があるということも事実かなというふうにも思います。  
そのところについては、今後の課題とさせていただいて、危惧していただいている  
部分が少なくなるように、あるいはなくなるように、努力をしていきたいというふ  
うに思います。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） ぜひお願いしたいと思います。なぜそういうことを言うか  
といいますと、やっぱりこの間、これまでもいろいろ長時間勤務が原因で長期休暇  
に入られた職員、たくさん見てまいりました。こういうことは、結局は市にとって  
大きなマイナスなわけですね。もちろん本人さんの健康状態にとっても非常にそう  
いうことを避けて通らなければいけませんし、市としても大きなマイナスになるわ  
けですから、やはり健康で本当に市民サービスに努めていただきたいという意味か

ら、単なる上限時間だけの数字だけで把握しないようお願いしたいというふうに思っていますので、最後にその辺を含めてもう一回今後について決意のほどをお願いいたします。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） ベースとなるのはやはり客観的な報告の数値になってきますので、その数値はしっかりと分析といいますか、見ていく必要があるというふうに思っています。

しかしながら、言葉に出せないとか、辛くてもなかなか言えないという職員がもしいるならば、それはおっしゃるとおり市として全体としてはマイナスになってきますので、そういうことがないように管理職を中心にしっかりと職場の状況を見るという体制を今後においても構築をしていかないといけないと、そんなふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第11号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第9 第12号議案

○議長（実友 勉君） 日程第9、第12号議案、宍粟市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第12号議案、宍粟市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、学校教育法の一部改正に伴い、引用部分の条項ズレに対応するため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第12号議案は、総務経済常任委員会に付託いたし

ます。

#### 日程第10 第13号議案

- 議長（実友 勉君） 日程第10、第13号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第13号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成26年5月14日公布の地方公務員法の改正に基づき、職務給原則を徹底するため当条例で定めております「等級別基準職務表」につきまして、本年4月より公立認定こども園を開設することから、基準となる職務の対象となる職名の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第13号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第11 第14号議案

- 議長（実友 勉君） 日程第11、第14号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例等の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第14号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

少子化対策事業助成条例に規定する乳幼児等医療費助成につきましては、15歳までの医療費が無料となる助成を実施しておりますが、対象者を18歳まで拡充すべく、同条例の一部を改正しようとするものであります。

あわせて重度障害者医療費助成及び母子家庭等医療費助成の対象者のうち、18歳



までの対象者につきまして、乳幼児等医療費助成と同様に一部負担金に相当する額を全額助成するため、福祉医療費助成条例及び母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正しようとするものであります。これら三つの条例を改正することにより、全ての18歳までの子どもが医療機関で費用を負担することなく受診可能となり、子育て世帯への負担軽減とともに、安心して子育てができる環境が整えられるものと、このように考えています。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第14号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第12 第15号議案

○議長（実友 勉君） 日程第12、第15号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第15号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度から県と市町が共同保険者となる新たな国民健康保険制度が始まり、あわせて、国民健康保険の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するため、兵庫県国民健康保険運営方針が策定され、その運営方針に沿って事業が進められております。

これらのことを受け、本市におきましても、運営方針に基づき被保険者への税負担を考慮しつつ、平成30年度から段階的に、資産割を含む4方式から所得割・均等割・平等割による3方式への移行に取り組んでおり、今回の改正は、3方式への移行を踏まえ、資産割の税率をおおむね2分の1とし、均等割・平等割は据え置きとし、所得割で調整を図っております。

なお、今回の税率改正につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重に協議していただいた結果、原案どおり改正が適当であるとの答申をいただいているところであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 第15号議案、宍粟市国民健康保険税の一部改正について、質疑を行います。

所得割で調整を図るということについて質疑したいんですが、この議案は兵庫県国民健康保険運営方針により、課税方式が4方式から3方式に移行するため、その税率を資産割を2分の1、均等割・平等割は据え置き、所得割で調整を図るものです。

収益性があるとは言えない土地や家屋の固定資産税にも課税されているという問題点は解消されていくと思いますが、若い子育て世帯等への負担がふえていくという問題点が新たに発生するということはないのか。

子育て世代の負担軽減のため、子どもの均等割の減免制度は考えなかったのか。

一般会計からの繰り入れで調整を図るということは考えなかったのか。

以上、質疑いたします。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） ただいまの御質問に対して回答させていただきたいと思っております。

今回の税率につきましては、県の運営方針、それから標準保険料率等の提示に伴いまして、保険料の算定方式を計画的に4方式から3方式へ移行を進めていくことから税率改定を行うものでございます。

まず、御質問の若い子育て世帯等への負担増になるという問題点が発生することはないかという御質問でございますけれども、世帯の固定資産によっては、負担増となることもありますし、負担減となることもあります。一概に若い子育て世帯等への負担がふえていくとは限りませんので、算定方式の移行として御理解をいただきたいと思っております。

次に、子どもの均等割の減免制度につきましては、同一所得・同一保険料という

保険制度の基本方針によりまして、県と市町が共通認識のもと、一体となって国民健康保険の事務の標準化、広域化及び効率化を推進していることから、宍粟市独自の施策を実施することは考えておりません。

次に、一般会計からの繰り入れでの調整につきましては、従来から基本的に法定外繰り入れは実施しておりませんので、一般会計からの繰り入れにより、調整を図ることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 山下由美議員。

○3番（山下由美君） それでは、再度質疑をいたします。

先ほどのお答えの中で、若い世帯への負担が一概にふえていくとは限らないというような表現をされたわけですが、もう少し具体的に若い世代に対する負担がふえないのかどうかというところで質疑させていただきます。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 今回資産割から所得割への移行につきましては、資産のない世帯で所得のある世帯はふえまして、高齢者世帯など資産のある世帯で所得のない世帯は減額となります。ただいま資料等がございませんので、委員会のほうに幾つかのパターンを示させていただいて、詳しく説明をさせていただきたいと、そういうように考えております。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第15号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

### 日程第13 第16号議案

○議長（実友 勉君） 日程第13、第16号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第16号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険の第1号被保険者の保険料につきましては、平成27年4月から、国の制度に基づき、公費により特に所得の低い方を対象に保険料軽減を行っているところであります。

この制度は、消費税引き上げに伴い実施されたものでありますが、2019年10月の

消費税率10%への引き上げにあわせて、さらなる保険料の軽減が実施されることから、今回の改正では、対象者の拡充とともに、2019年度に係る実質半年分の保険料について軽減を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。介護保険条例の一部改正について質問させていただきたいと思います。

今も提案理由でありましたが、介護保険の1号保険料について、従来の公費とは別枠で新たに公費を投入して低所得者の保険料軽減の強化を図っていくということで、宍粟市は今、11段階の保険料設定で、そのうちの第1、第2、第3の方々、世帯全員が市民税非課税の世帯が対象になるかというふうに思います。

国が示しておりますのは、消費税10%引き上げ時に、第1段階でありましたら0.45の率を0.3に、第2段階・第3段階それぞれ現行0.75でございますが、第2段階の方は0.5に、第3段階の方は0.7にということで、10月完全実施ということを求めておるわけですが、今回は、完全実施の提案ではないわけございまして、その消費税引き上げに伴う完全実施をいつ行うのか、そのあたりを明確にお答えいただきたいと思います。

先ほど病院等の使用料・手数料の見直しについては、引き上げ時を見越して条例改正が行われておりますが、そのようにこれはなっていないので、その辺についてなぜなのか、教えていただきたいと思います。

今回の提案は、それまでの間の6カ月分について、完全実施までの2分の1というものが率の改正で提案されておりますけども、この場合も従来の公費枠とは別の公費が投入できるのか、その財源をしっかりと国・県からおりてくるものなのかどうか、それについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 低所得者の第1号保険料軽減強化に係る対応についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の消費税10%引き上げ時に国が示します賦課割合の完全実施の時期についてでございますが、市民税非課税世帯全体を対象として、平成31年10月から

完全実施となります。

なお、通年での完全実施ということでございますが、こちらは2020年度からになりますので、2020年度以降の軽減幅については、来年度改めて本条例の一部改正を提案させていただきたいと、このように考えております。

次に、2点目の軽減強化の公費負担についてですが、現行及び消費税引き上げ後、どちらも国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と、このようになっております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 先ほどおっしゃったその完全実施は、2020年度が対象になるので、来年条例改正というお話でしたが、この10月完全実施ということで制度改正を国が求めているのではないかというふうに思うんで、もう少し早い時期の条例改正が必要なんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、これ第7期の介護保険料の審査をする段階で、なぜこの方向が示されなかったのか。いきなり今回条例提案になっているわけですが、本来は7期の段階、消費税が10%に引き伸ばされた段階で途中軽減がこういうふうに率になりますというような説明があってもよかったんじゃないかなと思いますが、そういうことが示されなかったのはなぜなのか、お教えてください。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 前回もこの施行前に条例改正をさせていただいておりました。ですので、今回、完全実施2020年度の分につきましても、1年後に提案をさせていただきたいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、第7期の議論の中でということなのですが、これにつきましては、第7期の計画策定中には国のほうから具体的な考え方が示されておりましたので、このタイミングになったということで御了解をいただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） よろしいか。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第16号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第14 第17号議案

○議長（実友 勉君） 日程第14、第17号議案、宍粟市介護保険事業基金条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第17号議案、宍粟市介護保険事業基金条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

当基金につきましては、介護保険事業に要する費用の財源に充てるため、設置をしております。

今回の改正は、保険者機能強化推進交付金が創設されたことを受け、基金の積み立て及び処分することができる規定について、より明確にするよう改めるものであります。設置目的等、これまでの考え方に変わりはありません。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第17号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

ここで午前10時55分まで休憩をいたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時55分再開

- 議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 第18号議案

- 議長（実友 勉君） 日程第15、第18号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第18号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、人口減少や少子高齢社会の一層の進行など、住宅を取り巻く社会環境の変化により、空き家のさらなる増加が懸念されており、問題解決に向けた効果的な取

り組みが求められております。

このような中、国においては、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

本市においては、法律の施行前より、全国的にも早く、空き家対策の取り組みを開始し、平成22年度に空き家バンク制度の創設、平成25年度においては、空き家実態調査を実施し、本条例を制定するなど、空き家の有効活用や管理不全空き家の対策を実施してまいりました。

今回の改正につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条第1項に基づく空き家等対策計画の作成等を行うため、同法第7条第1項に規定された空き家等対策協議会を設置するものであります。

作成する計画は、当市における今後の空き家対策の方向性や具体的な施策等を示し、空き家施策をさらに推進していくためのものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 6番の大久保陽一です。宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正について、質疑いたします。

まず、条例改正の背景なんですけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、先ほど市長が説明されたんですが、空き家等対策計画の策定などを行うための空き家等対策協議会設置に至った背景と計画策定の必要性をお伺いします。

それともう1点、計画策定の時期なんですけれども、第20条第3項において、協議会委員の任期を委嘱した日からその日の属する年度の翌年度の末日までとなっていますが、いつまでに計画を策定することになるのか、お伺いいたします。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 最初に、対策協議会の設置に至った背景と計画作成の必要性についてですが、宍粟市においては、この特別措置法施行前の平成26年3月10日に空き家等の対策に関する条例を制定し、空き家の活用や管理不全空き家の対策を実施してまいりました。

しかしながら、全国的な傾向ではありますが、宍粟市においても空き家が増加し

ている中、有効活用や管理不全空き家への対策をより一層講じていく必要性が生じており、空き家等対策計画を策定することとしております。

そこで、今後の空き家対策を検討していく上で、行政だけでなく、地域住民や法務関係の有識者の皆様と一緒に考えることで、より実現性のある対策を検討していくことが必要と判断し、今回、空き家等対策協議会を設置し、事業を推進したいと考えております。

次に、計画の策定期間に関する御質問でございますが、計画の作成については、2019年6月ごろに第1回の協議会を開催し、その後現在のところ、4回から5回の協議会を経て、同年10月ごろには素案をまとめたと考えております。

そこからパブリックコメントなどを実施し、また議会からの意見なども反映させていただきながら、2020年2月に公表するスケジュールといたしております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 平成25年にこの空き家等の調査をされて、そして、平成30年、昨年、またこの31年にかけて市内の空き家等の調査をされている。市民の中で本当にこの空き家がふえた、それも危険空き家がふえてきたという切実な感じ方、市民の声がこのような条例改正に至ったんだろうと。そして、先ほど市長の議案説明の中にもありましたように、市としてもかなり今までも取り組んできた。でもそれ以上にこの空き家がふえて、より一層の対策が市民の中からも求められるようになってきたという背景があろうかというふうに思います。

その中で、より一層、国の空き家特別措置法にありますメニューを生かすためにも、この協議会の設置、そして計画の策定というのが本当に急がれるときが来ているというふうに思っています。昨年より市が調査しています調査の結果も踏まえて、この計画策定、そしてその前段階の協議会の設置が行われるんだろうというふうに期待するわけなんですけど、先ほど部長がおっしゃられた2020年の2月をめぐりに公表していきたいということなんですけれども、当初この議案を読んだときに、それよりももう少し時間がかかるのかなというふうに感じて、この質疑を出したわけなんですけど、ぜひ今おっしゃられたように、早急な形で市民のニーズに応えられるよう、今部長がおっしゃられた2020年の2月で、このことがパブリックコメントも含めてできるようにということをご期待して再度質疑いたします。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 昨年から実施しております空き家調査ですけれども、平成



25年に調査したときと比べますと、非常に件数もふえております。平成25年は自治会等から意見を聞いたわけなんですけれど、その中で空き家にはなっているんですけど、現在お盆とかお正月には帰られてますよと、こういったものは省いておりました。今回はそこに居住されているかどうかといったところを確認し、近隣の方にも確認して確実に住んでいらっしやらないということになれば、カウントしております。そういった意味で非常に件数もふえております。

このことは非常にやっぱり大きな問題だと考えておりました、議員がおっしゃるように、やはり早期に計画を策定して速やかに活用といったところも踏まえて、推進していかなければならないというところで今回の計画スケジュールとなっております。

○議長（実友 勉君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） そしたら、このパブリックコメントも終わった後、計画策定終了は、再度この条例改正、もしくは新たな条例が必要かというふうにこの流れの中で感じるわけなんですけれども、そのところはどういうふうに考えられているのか、お伺いします。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 当然、計画を策定する中で、専門的な委員さんからもいろんな意見が出てくると思います。そういったところで、施策に反映していくもの、また今後条例等にも反映していくものがございましたら、そういったものもあわせて改正していかなければならないと考えております。

また、特別措置法との整合性も図る必要がございますので、そのこともあわせて検討していきたいと考えております。

○議長（実友 勉君） 続いて、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。私も空き家等の対策に関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

私は、空き家対策特別措置法と自治体の条例の関係について、どういうふうに解釈するのか、お伺いしたいと思います。

今回は、特別措置法の中の6条の1項に定めてあります空き家等の対策計画を作成することと、その作成に当たって対策協議会を設置するという、その点が条例の中に盛り込まれておりますが、特別措置法の中には、ほかにも市町村がこういうふうにしなければならない規定がたくさんあるというふうに思います。

特別措置法とその自治体条例の関係ですが、宍粟市の場合は特別措置法の趣旨を

宍粟市版にその実行のために宍粟市の特徴を生かしたものを条例としてつくっていかうとされているのか。法律に定めてある中から必要な部分だけとって、あとは上位法に従うというふうなスタンスでおられるのか。その辺の枠組みがちょっとわかりませんので、質問させていただきたいと。

そして、特別措置法の中の各条文にいろいろ市町村の行うべきことが書いてあるんですが、それぞれの規定についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 今回の特別措置法全体との関係なんですけれど、今回の改正につきましては最小限の改正とさせていただいて、空き家等対策計画を策定するための空き家等対策協議会を設置する規定のみを追加する改正とさせていただいております。

先ほど大久保議員の質問にもあったんですけれど、計画を策定する中で専門の委員さんを選任させていただいてやっていくわけなんですけど、その後やっぱり計画を策定する中で、いろいろもっと政策的にやっていくことが必要であったり、条例のほうに反映させなければならないこと、また、特別措置法との整合性を図る中で整理しなければならないこと、こういったものが出てくると思います。協議会でそのことも議論させていただきながら、再度改正を行っていきたいと考えております。

各条文と法令との関係ですけれど、まず、4点あります。まず、1点目、法第6条第3項による公表と公表の手段については、予定では、2019年11月ごろにパブリックコメントを実施させていただいて、議会からの意見もいただきながら、2020年2月ごろに公表させていただく予定というのは先ほど申したとおりでございます。

公表手段につきましては、市広報やホームページでの周知、また空き家所有者等へのチラシ送付などを考えてございます。

2点目、法第11条に基づくデータベースの整備と情報共有につきましては、平成25年度に自治会協力のもと市内全域における実態調査を実施したほか、今年度実施しております空き家実態調査において、新たに把握いたしました空き家情報等をデータベースとして整理しているところでございます。

また、条例に基づき自治会からの情報提供等により、管理不全な状態の空き家等の情報整理も行っており、庁内関係課で情報共有を図っております。

今後も引き続き、自治会からの情報提供、職員のパトロール等によるデータベースの更新を行い、空き家等の所在やその状態把握に努めてまいります。

3点目、法第13条の空き家等の跡地に関する情報の提供についてでございますが、現行の空き家バンク制度にて、空き家の情報提供を実施しておりますが、これにつきましても、空き家や空き家跡地が管理不全な状態となる前に積極的に活用・流通できるような制度設計についても、対策計画に盛り込んでいく必要があるのではないかと考えてございます。

最後に4点目、法第15条財政上及び税制上の措置につきましては、国は、空き家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を実施する市町村に対し、重点的な支援などを実施しております。

当市においては、これまで国の社会資本整備総合交付金や県の補助金を活用して不良住宅の除去事業を行ってまいりましたが、計画策定後は、国より拡充した支援が受けられることにより、空き家の活用推進や老朽空き家対策などをより一層推進していくことが可能となります。

なお、税制上の措置につきましては、空き家等対策計画を策定後、早期に実施できるよう検討していく考えでございます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） そうしますと、特別措置法と自治体条例の関係でいいますと、今回は最小限の部分について規定をし、あと順次条例改正を行っていくというふうに伺いましたが、私は特に国が言います特定空き家、この措置に対して、これは緊急性が必要だというふうに思うんですね。ですから、市の条例がどのように整備されているかというふうに見たんですが、全くその特定空き家に対する措置についての規定がないんですね。老朽空き家か何かの条例が別途つくってありますけども、そういうものと今回のこの空き家の対策条例との整合性を図っていく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。その点一つ考え方を伺いたいのと、それから、市長からもあったように、宍粟市の条例は国に先駆けてつくりましたものですから、立入調査でありますとか、代執行の問題とかを盛り込んでおりますけども、それに対する罰則規定というのは条例の中に明記しておりません。ですから、そういうものをどのように考えておられるのか。過料の規定とかいうものが全然ないわけ、その関係は条例に位置づけなければいけないのか、位置づけなくてもいいのか、その辺の判断をお聞かせください。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 特に特定空き家の問題では、やっぱり老朽化に伴う環境

への影響であったりとか、安心・安全とか防災の面でも非常に大きな問題だと考えております。こういったものについては、除却も含めまして、やはり早急に対応しなければならないといった事例もあるかと思いますが、やはり一番難しいのは、やっぱり財産権のところではなかなか思い切ることができないといったところもございますので、そういったところも今後整理していく必要があるのではないかなと考えております。

また、代執行の罰則規定なんですけど、このことについても今後上位法とも照らし合わせないといけませんけれど、検討していく課題の一つになるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） これは、担当部も違うと思うんですけど、早急に特定空き家については、規定をしっかりと設けていただきたいというふうに思うんです。

今、上位法ではいろいろ書いてありますけど、それをカバーする条例がやっぱり市にないと私は思っているんですけどね、そういう考え方で間違いないでしょうかね。

ですから、そこをしっかりとということと、最近、マスコミでも非常にこの危険空き家の問題が周辺住民への危害ということで問題になってまして、所有権の問題と周りの居住権とか、いわゆる公的な安全を守ることとのてんびんでどういうふうに判断するかとか、いろんな議論も出ているわけですから、この対策計画を協議会で議論されるときには、当然そういうものも含まれた議論になるかと思うので、その辺についてお考えを聞かせてください。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） おっしゃるとおり、除却の部分につきましては、部も分かれているわけなんですけど、方向としては当然市としての方向を同一にしないといけないので、そういったところは各部連携する中で調整して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第18号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第16 第19号議案

○議長（実友 勉君） 日程第16、第19号議案、観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第19号議案、観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

2019年10月1日から地方消費税を含む消費税率が、現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、観光施設の管理経費の増加が見込まれること、また、近年の燃料費等の価格の上昇により観光施設の管理経費が増加していることから、市内8カ所の観光施設の使用料等について、見直しを行うものであります。あわせて文言の整理や使用料区分の整理のため、所要の改正を行います。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 3番の山下です。議案番号19号議案、観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、指定管理者との協議ということで質疑、発言いたします。

この議案は、10月から消費税率が8%から10%に引き上げることに伴い、伊沢の里ほか8施設の使用料等の見直しなどの改正を行うものでありますが、これら8施設の指定管理者とはどのような話し合いがもたれ、このような結果に至ったのか。

また、そこに市民の意見を聞く場は設けられたのか。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からお答えいたします。

まず、八つの施設の管理・運営につきましては、現在、指定管理者制度を導入して第三セクターなどの事業者が担っており、利用料金は指定管理者の収入として收受しております。また、利用料金の設定につきましては、条例で上限額を定め、その範囲内で指定管理者が利用料金を定めることができます。

提案しております八つの施設は、原則、収入でもって経費を賄い、採算は指定管理者が担う観光施設でありますので、料金改定につきましては、指定管理者の中で調査していただきまして、意向を事前に調査して確認し、指定管理者から提案され

た金額が適正であるか検証を行い、消費税率の改正と近年の物価上昇等による経費の増加を勘案し、料金改正を行うものでございます。

また、このたびの料金改定につきましては、施設を利用する受益と負担の観点から、受益者に負担を求めるものでありますので、市民の皆様から広く意見を徴する手続を行っておりません。利用者の皆様には一定の御負担を求めることとなりますが、御理解をいただけるよう周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 一つわからなかったことは、先ほど市民の意見を聞く場を設けなかったということについての理由も説明して下さったんですけども、そのところがもう少しはっきりわからなかったもので、もう一度教えてください。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） こういった施設の利用料金につきましては、利用を申し込みされた方が負担するという、施設を利用している人が負担するという事なので、広く市民からは聞かなかった。例えば水道料金とか公共料金でしたら、市民全員に該当することですけれど、この施設の利用については申込者が負担するといったところですので、広く意見等は聴取していないということでございます。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） そういうことですが、言われている意味もわかるんですけども、それでも利用料金の引き上げというのは、やはり利用客の減にもつながるということから関連しても、やはり利用者の負担がふえるということになるので、市民の意見を聞く場も設けてもよかったのではないのかなというふうに考えるんですけども、答弁は私は初めから市長に求めていますので、内容等は部長が御回答くださったらいいわけなんですけども、大まかなところでは市長に求めていますので、市民の意見を聞く場を設けなくてもよい必要性というのを、市長お答えください。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど担当部長が申し上げたとおりで、同じこととなりますが、この施設については第三セクター等々で一定の利用料をもってそれぞれ経営をしていただいておりますと、こういうことはもう御承知のとおりだと思います。したがって、今回は条件設定をすることによって、それぞれの施設が判断して、その利用料を反映させるかどうかは、またこれからであります。そういう観点であります。

それから、2点目の広く市民ということですが、私は、こういう施設につ

いては、先ほど申し上げたような料金設定で経営をお願いしておると、こういうこととありますので、受益者というのはもう極端に言いますと、全国でありますので、そういう形でとっておりますので、受益者に負担を求めるものであるもので、そういう観点からして市民にということではないと、このように判断しております。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第19号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第17 第20号議案

○議長（実友 勉君） 日程第17、第20号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第20号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、昭和47年度に建設しました中山台団地10戸を建てかえる市営中山台団地Ⅰ期建替事業が平成30年度末をもって完了することから、今回建設の15戸を中山台団地1号棟として供用開始し、建てかえにあたり取り壊した10戸の用途を廃止するため、本条例を改正しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第20号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第18 第21号議案

○議長（実友 勉君） 日程第18、第21号議案、宍粟市下水道条例等の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第21号議案、宍粟市下水道条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

2019年10月1日から地方消費税を含む消費税の税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、宍粟市下水道条例、宍粟市生活排水処理施設条例及び宍粟市水道事業給水条例において、消費税を転嫁しております水道料金、水道加入分担金、下水道使用料等につきまして、消費税率を8%から10%とした金額に改正するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 3番の山下です。第21号議案、宍粟市下水道条例等の一部改正について、使用料及び分担金の引き上げについて、発言、質疑させていただきます。

この議案は、10月から消費税率が8%から10%に2%引き上げられることに伴い、宍粟市下水道の基本使用料と超過使用料、また宍粟市水道の新設及び増径工事のときに支払う分担金、水道の基本料金と重量料金が引き上げられるものであります。市民生活をますます苦しくさせるものであると考えますが、市長はどのように考えておられるのか。また、その対策は考えておられるのか。

事前に市民に知らせて、市民の意見を聞いてから条例の改正を行っても遅くはないと考えますが、どうでしょうか。

○議長（実友 勉君） 花井建設部長。

○建設部長（花井一郎君） それでは、私のほうから御質問にお答えいたします。

消費税につきましては、最終的に消費者に負担を求める税でございますので、増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用者が負担すべき消費税を市民全体で負担するということになりかねないと思います。結果的にそういうことで住民間に不公平が生じてしまうこととなりますので、今回適正に賦課すべきというふうに思います。

このため、消費税の課税対象とされる公共サービス等の料金につきましては、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直すことが必要と考えます。また、このことで、料金等の改正につきましては、消費税法の法改正によるものでございますの



で、市民意見の聴取には適さないものと考えております。その点で御理解をいただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 再質問は市長にお答えいただきたいんですけども、先ほどの観光施設の使用料見直しの場合は、受益者負担ということで、市内のみではないということだったんですけども、この上下水道料金の引き上げについては、市内の人たちが対象であるので、市民の意見を聞くべきじゃないかなと思うんですが、まず、そのところをお答えください。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいまも担当部長が申し上げたとおり、仮にですが、消費税について今回上げない場合については、広く税を投入して消費税を賄っていかないかん。これは市民の皆さんに公平にといたら、なかなかこれは公平という観点から外れると私は思っております。

しかしながら、基本的には、この消費税法の法改正によるということですので、市民意見の聴取には適しないと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） そのように市長はお答えくださったんですけども、このような上下水道料金の結果的に引き上げがされるというような住民の負担がふえるような条例改正については、例え国の方針であったとしても、市民生活を守るために、市長は条例を改正して、上下水道料金を引き上げる前に、やはり公表して、そして市民からの意見を聞いて、それを施策に反映していくということがやはり市長の姿勢として求められるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 市長として市民の皆さんの生活をしっかり守るとするのは当然の責務だと、このように常々認識をしております。しかし、この消費税改正はもう国会でもいろいろ御議論していただいておりますし、あるいは国民的な世論の中で最終的にこういう結果になったと、このように認識しておりますし、繰り返しになりますが、消費税法の改正によるものと、このように理解して市民の意見にはこれは適しないと、このように判断をしておるところであります。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第21号議案は、総務経済常任委員会に付託いたし

ます。

日程第19 第22号議案～第23号議案

○議長（実友 勉君） 日程第19、第22号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから、第23号議案、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第22号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更及び第23号議案、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更につきまして、一括して、提案理由の御説明を申し上げます。

変更内容につきましては、両議案とも、組合の構成市である篠山市が、5月1日から「丹波篠山市」へと名称変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第22号議案から第23号議案までの2議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第22号議案から第23号議案までの2議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） ないようでございますので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第22号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第23号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第20 第24号議案

○議長(実友 勉君) 日程第20、第24号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第24号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年12月に策定しました「宍粟市過疎地域自立促進計画」において計上しております過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、まず、「産業の振興」に関する事業としまして、くるみの里整備事業及び観光施設看板整備事業を追加計上するものであり、くるみの里整備事業につきましては、平成8年に整備されたトイレについて、洋式に改修し、観光施設看板整備事業につきましては、県道及び市道へ案内看板を設置し、交流人口の増加を図ります。

次に、「交通体系の整備」に関する事業としまして、市道路線を追加計上するものであり、葛根3号線、中2号線、今宿12号線、門前加生線、加生谷線、岡住線につきましては、拡幅工事を実施し、七野下河野線につきましては、路側のブロック

積み及び舗装修繕工事を実施し、菅野川堤防道路整備負担金につきましては、県が河川改修にあわせて整備する管理用道路を市道とするため改修費用の一部を宍粟市が負担し、県道加美宍粟線整備負担金につきましては、県の第Ⅱ期改良工事にあわせて延長を追加し、除雪車車庫整備事業につきましては、除雪車を1台ふやし除雪体制の強化を図る中で、除雪車を収納する倉庫をあわせて整備し、安全で安心な生活空間の形成を図ります。

次に、「教育の振興」に関する事業としまして、学校給食センター整備事業を追加計上するものであり、現在、コンテナを保管する洗浄室の温度及び湿度管理につきましては、スポットクーラーで対応しておりますが、より効果的かつ効率的な温度及び湿度管理のため、エアコン設置工事を実施し、安全で安心な給食づくりに努めます。

いずれの事業も過疎地域の発展と地域力の向上につながる事業であります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第24号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第21 第25号議案

○議長（実友 勉君） 日程第21、第25号議案、平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第25号議案、平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきましては、市農業共済条例第5条第1項の規定により、県農業共済組合連合会からの賦課金を含めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を、共済加入農家に対し賦課することになります。

平成31年度につきましては、今回の議会で提案しております平成31年度当初予算に基づき算定した結果、主なものとしまして、水稻で、賦課総額199万6,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、家畜の死亡廃用共済で、賦課総額313万円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円を予定しております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第25号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第22 第26号議案～第33号議案

○議長（実友 勉君） 日程第22、第26号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から、第33号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第26号議案から第33号議案までの補正予算8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正では、平成30年度実施の各種事務・事業につきまして、事業費及び財源の整理を行うほか、国の補正予算に伴い実施する事業費の追加を行います。また、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第26号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出からそれぞれ6億6,232万3,000円を減額し、補正後の総額を261億9,555万2,000円としております。

歳出の主なものとしましては、総務費では、ふるさと納税の増収見込みに伴うブナ基金積立金の増額を行います。

民生費では、不足が見込まれる障がい福祉サービス費や生活保護費などを増額するほか、エーガイヤちくさ内のふれあいサロンにつきまして、年末に温泉施設が故

障したことによる減収を補填するため、指定管理料の増額を行います。また災害救助費では、7月豪雨災害により各特別会計が行った上下水道料金の減免について、同額分の補填を行います。

衛生費では、病院事業会計補助金について年度内の実績見込みによる増額を行うほか、国民健康保険診療所繰出金については、運営費の不足が見込まれるため繰出金を追加しております。

農林水産業費では、波賀地区で行われている県営圃場整備事業の負担金の増額を行っております。

商工費では、国が消費増税対策として実施するプレミアム付商品券事業に係る事務費を計上しているほか、起業家支援助成金などで不足が見込まれる事業費の増額を行っております。

土木費では、7月豪雨災害の復旧対応を最優先としたため、実施を見送った事業費の減額を行っております。

次に、財源となります歳入につきましては、国税収入の増額見込みに伴い追加交付される普通交付税を計上するほか、7月豪雨災害に係る特別交付税の増額を行っております。

国県支出金については、各事業費の増減や交付額の決定に伴う増額、減額を行っております。

繰入金では、7月豪雨災害に係る財源の増加に伴い財政調整基金繰入金の減額を行うほか、地域振興基金の取り崩しに伴う売却収入の増加に伴い、地域振興基金繰入金の減額を行っております。

そのほか、繰越金では、平成29年度決算における剰余金の残額分を計上しており、市債では、各事業費の確定などによる整理を行っております。

なお、年度内に完成、または予定分の執行が困難な、一宮生活圈拠点施設整備事業や地籍調査事業、道路新設改良事業等について、繰越明許費の追加を行っております。

次に、第27号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、国保診療所会計への繰出金として支出する予定であった特別調整交付金について、一部採択されなかった分の整理を行うものであります。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ57万円を減額し、補正後の総額を45億2,905万1,000円としております。

次に、第28号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第

3号)につきましては、歳出で、患者の減に伴う医薬材料費等の減額を行い、歳入において、診療報酬や負担金収入の減額、一般会計からの繰り入れを整理するものであります。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ827万円を減額し、補正後の総額を2億3,694万円としております。

次に、第29号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、介護サービス費などの見込みに伴う整理を行うとともに、被保険者保険料の一部、及び新たに国から交付された保険者機能強化推進交付金について、次年度以降に活用するため、基金へ積み立てることとしております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ985万3,000円を追加し、補正後の総額を48億3,263万7,000円としております。

次に、第30号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、揖保川流域下水道維持管理負担金の事業費の確定により追加する一方で、事業費の確定に伴う減額を行っており、これに伴う分担金や一般会計繰入金、市債の財源の整理を行います。なお、市内で新たに予定されている事業所整備にあわせ実施する下水道改良事業の基本設計について、年度内での完了が困難な見込みであるため、繰越明許費を計上しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ2,743万円を減額し、補正後の総額を18億4,089万8,000円としております。

次に、第31号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、事業費の確定などによる整理を行い、あわせて県支出金や一般会計繰入金、市債など財源を整理するものであります。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ5,332万7,000円を減額し、補正後の総額を9億6,814万2,000円としております。

次に、第32号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、事業費の確定などによる減額整理のほか、建設改良費において災害復旧費の整理を行い、あわせて企業債や負担金の整理を行います。また、豪雨災害において減免した水道料金について、一般会計からの補助金を追加計上しております。

次に、第33号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、一般会計補助金の確定に伴い、収益的収入を追加するものであります。

以上、補正予算8議案につきましては、一括して概要の御説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第26号議案から第33号議案までの8議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第23 第34号議案～第44号議案

○議長（実友 勉君） 日程第23、第34号議案、平成31年度宍粟市一般会計予算から、第44号議案、平成31年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第34号議案から第44号議案の提案説明を兼ねてでありますが、平成31年度の予算の審議をお願いするに当たりまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

昨年の7月豪雨災害では、河川の氾濫や山地崩壊等により、尊い命が失われるとともに、住宅をはじめ、道路、河川、農地、山林など随所に甚大な被害が発生しました。この間、被災された方をはじめ市民の皆さんの生活基盤の早期再建に向け、全力で取り組んでまいりましたが、平成31年度は、さらに本格化する災害復旧事業を最優先に取り組むと同時に、今後の災害に備え必要な防災対策を講じることを考えております。

また、このような中でも、喫緊の課題であります人口減少対策につきましては、「2020年度末人口3万7,000人」の堅持のため、市はもちろんのこと、市民、地域、事業者など多様な主体が一体となり、人口減少対策をこれまで以上に強力に取り組むことが重要であると考えております。

平成31年度予算につきましては、災害からの早期再建を最優先とする中でも、地域創生総合戦略の三つの重点化方針であります「住まい環境づくり」、「彩と生業



づくり」、「生活圏の拠点づくり」のもと、子育て環境の充実や雇用の促進を推し進めるとともに、多岐にわたる事業の連携により地域の魅力を活かし、市民が主体となる活力ある地域づくり、持続的なまちづくりに向け積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それでは、総合計画に掲げる基本方針に沿って、平成31年度の主な施策を御説明申し上げます。

まず、「魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり」につきまして、農業の振興では、地域農業の維持・発展を目的とする宍粟北みどり農林公社の事業を支援することで、遊休農地対策や担い手・後継者不足といった課題解決に取り組めます。

また、観光PR館「きて一な宍粟」を移転、リニューアルさせ、農産物・特産品直売所として、宍粟市産の新鮮な野菜や加工品の市外への販路を確保するとともに農産物を通じたPRの拠点としていきます。

林業の振興では、平成31年度から新たな財源となる森林環境譲与税を活用し、市内全域で魅力ある景観づくりに取り組むため「彩りの森づくり」を進めるとともに、条件不利地の間伐を実施することで、災害に強い森林づくりと安定した素材生産の確保に努めます。

商工業の振興では、平成30年度に開設した総合的な仕事の相談窓口「わくわ〜くステーション」において引き続き就労支援を行うほか、市・商工会・西兵庫信用金庫で構成する「人財力フル活用プラットフォーム推進会議」では、実践型インターンシップ、高等学校との連携による地場産業の活性化や人材育成につながる事業を展開します。

また、5年以上東京圏に在住した方がマッチングサイトを活用して中小企業等に採用され、U・J・Iターンにより宍粟市に移住する費用を支援します。

観光の振興では、発酵のまちづくり事業をさらに推進し、市・民間事業者・各種団体から構成する「（仮称）発酵のふるさと宍粟推進協議会」を設置し、発酵にかかわる特産品やメニュー開発等に取り組めます。

次に、「快適に暮らせるまちづくり」につきまして、住環境整備、土地利用の推進では、移住・定住に係る相談会の実施や空き家バンクの運営、登録支援を継続して実施するほか、「宍粟市空き家等対策協議会」を設置し、今後の空き家対策の方向性や具体的な施策等を示す「宍粟市空き家等対策計画」を策定します。

また、2020年度末の完成を目途とする市営中山台団地2号棟の建てかえに着手します。

道路網の整備では、災害からの早期復旧を最優先とする中でも、幅員狭小箇所や危険箇所の道路改良や老朽化が著しい橋梁の修繕を行うことで長寿命化を図るとともに、都市計画道路山田下広瀬線整備のための用地取得を継続して行います。

上下水道の整備では、安全な水道水の供給のため、水源の複数化や老朽化している水道施設を計画的に更新するほか、豪雨時の防災・減災機能となる雨水幹線の整備を引き続き実施します。

また、下水処理施設の維持管理費用や長寿命化によるライフサイクルコストの低減など、施設の適正管理を行うための調査を実施し、「宍粟市下水道統廃合計画」の策定に取りかかります。

公共交通の充実では、平成27年11月のしーたんバスの運行開始から3年が経過し、公共交通再編計画に基づき、各路線の利用者数の実績や地域の意見をもとに路線や運行ダイヤを大きく見直すことで、より利用者の利便性の向上を図るとともに、公共交通の維持確保に努めます。また、小中学生が夏休みに描いた「未来のバス」をラッピングしたバスの運行により、さらなる市民のバス利用の啓発を行います。

次に、「環境にやさしいまちづくり」につきまして、資源循環型社会の構築では、資源物回収ステーションを活用し、分別によるごみの減量化・再資源化に継続して取り組むとともに、各種団体によるリサイクル資源の集団回収などを通じて、市民のリサイクル意識のさらなる向上を目指します。

また、昨今のごみ処理の実績や現況、社会情勢や法体系などの変化から今後の課題を把握し、リサイクルの促進やごみの適正処理を進めるため、「宍粟市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行います。

次に、「安全で安心なまちづくり」につきましては、防災体制の充実では、市内の指定避難所へ公衆無線LANの整備とテレビを設置し、災害時に携帯端末での安否確認や最新の情報収集が行える環境を整えるほか、土砂災害警戒区域の見直しが完了した地区に、防災ハザードマップを配布するなど、避難所環境の向上と防災意識の醸成を図ります。

また、平成30年7月豪雨による被災状況や国・県の動向などを踏まえて「宍粟市地域防災計画」を見直すことで、住民、地域、行政のそれぞれの防災に関する知識と行動力の向上を図ります。

さらに、災害時の混乱状況でも災害廃棄物の収集・運搬、仮置き、処理等に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害時に搬出される廃棄物の指針を示す「宍粟市災害廃棄物処理計画」の策定を行います。

消防・救急体制の充実では、相次ぐ風水害の発生により消防団の出動回数が増加傾向にあるため、出動機会が多い班長以上の消防団員へ活動服を2着貸与します。

また、消防車両の運転に必要な免許取得のための費用の一部を助成することで、消防団員の確保と安定的な消防活動の遂行を図ります。

防犯・交通安全の推進では、交通事故の防止のため、各種交通安全教室の開催や交通安全の啓発活動、高齢者の運転免許自主返納の促進に取り組みます。

また、安全な消費生活を推進するため、引き続き専門相談員のスキルアップなど相談体制の充実を図るとともに、消費者への啓発事業を実施します。

次に、「子どもが健やかに育つまちづくり」につきまして、子育て支援の推進では、これまでの中学3年生までを対象とした医療費の助成を7月から高校生世代まで拡大することで、子育て世代の経済的な支援の充実を図ります。

また、児童が病気やけがの際、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合に、児童を一時的に預かることのできる保育環境を整備するため「病児・病後児保育事業」に着手し、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の福祉の向上を図ります。

就学前教育の充実では、幼稚園、保育所、認定こども園において、木育インストラクターを養成し、幼児教育・保育に「木育」を取り入れることを推進していきます。

また、戸原地区の学童保育所の開設や3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化により、子どもの健全な育成と子育て世代の負担の軽減を図ります。

さらに、幼保一元化に向けた取り組みとしては、2020年4月に一宮南中学校区の認定こども園を開園するため、園舎を建設します。

学校教育の充実では、中学校の部活動において外部指導者を導入することで、部活動の質的な向上を図るとともに教員の負担軽減と生徒と向き合う時間の確保につなげます。

また、「しそ学校生き生きプロジェクト事業」の中に「森林から創まる教育活動に関する事業」を新設し、「木育」の一環として、宍粟の森林とその森林が育む清流など豊かな自然環境を愛する子どもたちの育ちを多方面にわたって支援します。

次に、「保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり」につきまして、健康づくりの推進では、平成30年度に策定した「宍粟市自殺対策計画」のもと、精神保健福祉士の配置やゲートキーパー養成研修などにより相談支援の充実や人材育成を図るとともに、自殺防止にかかる啓発に取り組むことにより、自殺防止が社会的な課

題であるとの意識を醸成し、自殺率の低下につなげていきます。

医療体制の充実では、市内に耳鼻咽喉科がないことから、耳鼻咽喉科診療所の誘致に向け支援を行うことにより、地域医療の充実を図ります。

また、地域医療の中核を担う公立宍粟総合病院では、小児、周産期、救急などの医療を担い、市民が安心して暮らせる医療体制を確保していくため、改革プランに基づき取り組みを進めていきます。また、現在の施設は老朽化が進んでおり、今後のあるべき診療体制も考慮し、多様化する地域の医療ニーズへの対応や病院機能の充実を図るため、病院建てかえに向けた調査・研究を始めてまいります。

高齢者福祉の充実では、不足する介護人材を確保するため、市内事業所と連携した介護職場体験セミナーの実施や介護支援専門員試験の対策講座の開講など、介護人材の確保や育成に取り組みます。

障がい福祉の充実では、「第3次宍粟市障害者計画」等に基づき、社会参加の促進と地域生活支援の充実を図ります。また、手話施策推進方針に基づき、手話の普及・啓発を進めるとともに、手話奉仕員養成講座をはじめとした各種養成講座を実施し、次代の手話通訳者の養成に取り組みます。

地域福祉の充実では、「第3期宍粟市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進するための基本的な考え方や方向性を新たに示します。また、生活困窮者自立支援事業として相談支援や就労支援などを継続して行うとともに、新たに家計改善支援として、家計状況の管理や金銭の問題により生活が苦しい方に対する自立促進のための支援を行います。

次に、「心豊かにいきいきと学べるまちづくり」につつまして、生涯学習の推進では、幅広い世代を対象に地域で生涯にわたって学び続けることができる機会を継続して提供することで、社会全体の教育力の向上を図ります。

また、幅広い年齢層の市民が利用する市立図書館において、書架の耐震補強と不審者対策として非常通報装置の設置を行い、利用者が安心して過ごすことができる空間を確保します。

文化・芸術活動の推進では、老朽化が著しい山崎文化会館を計画的に改修することで長期的な使用を可能にします。

スポーツ活動の推進では、市民の健康増進や地域スポーツの振興を図る取り組みを進めるとともに、「東京2020オリンピック聖火リレー」の誘致に向けた取り組みを進めていきます。

また、音水湖カヌー競技場においては、各種大会の開催地として選ばれているこ

とから、より大会運営が行いやすい環境を整備するため、審判艇や維持管理のための和船を新たに購入します。さらに、宍粟市が「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」のカヌーポロ競技会場に決定したことにより、兵庫県や競技組織委員会と連携し大会開催に係る準備を進めます。

人権教育・啓発の推進では、引き続き若者世代が持つ人権的課題やニーズを市民全体で共有することを目的とした「若者フォーラム」など市民参画型の人権啓発事業をはじめ、市民にとって身近な啓発事業を展開し、人権文化の定着を図ります。

男女共同参画の推進では、「第2次宍粟市男女共同参画プラン」を策定するとともに、講演会等の啓発事業や女性活動団体への支援を実施し、生活のあらゆる場面における女性の社会参画を促進します。

次に、「参画と協働のまちづくりの推進」につきまして、多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進では、市民主体のまちづくり活動の支援などとともに、合併前の町域を市民の生活圏と捉え、圏域内での暮らしの利便性やにぎわいを維持し活力ある地域づくりを実現するため、市民の生活や活動の拠点となる施設の整備に向けた取り組みを進めており、一宮圏域では、（仮称）一宮市民協働センターの平成31年度末の完成に向け建設を進めるとともに、千種圏域・波賀圏域においても、地域の意見をもとに、拠点となる施設の整備に向けた取り組みを進めます。

また、一宮北部地域の活性化の拠点として進めている「御形の里づくり事業」におきましても、地域の意見をもとに、家原遺跡公園において広場の芝生化、築山づくりなど、地域内外から人が集まり、楽しむことができる公園として整備を進めます。

また、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングを導入し、活動内容に共感した方々から市内も含め全国から寄附金を募り、資金調達の手法を提供することで、多様な主体による地域活性化を目的としたまちづくり活動を推進します。

さらに、情報共有の推進では、ホームページをはじめ、しそチャンネル、しーたん通信、SNSといったさまざまな方法で、行政情報や防災情報など、市民の生活に必要な情報を引き続き発信していきます。

最後に、「持続可能な行財政運営の推進」につきまして、効果的・効率的な行財政運営の推進では、人口減少等に伴う市税の減少、合併算定替の縮減等による普通交付税の減少などにより、市財政の厳しい状況が今後も見込まれるため、ふるさと納税の利用促進を図るためのポータルサイトの追加や市が保有する未利用財産の売

却などにより自主財源確保に取り組みます。

また、公共施設等総合管理計画に基づいた個別分野ごとの管理計画を策定し、公共施設の複合化や長寿命化、廃止施設については他用途への転用などを検討し、公共施設の適正管理を進めてまいります。

さらに、「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」と「第2次宍粟市地域創生総合戦略」の策定を進め、市の最重要課題である人口減少にどのように対応していくのか、次の5年間の市の方向性を新たに示すことで、「住み続けたい、住んでみたい」と思われるまちづくりを目指します。

これらの事業を進めるにあたり編成した平成31年度当初予算案は、一般会計で250億2,000万円と、前年度に比べ4.5%の増、特別会計と企業会計を合わせた全11会計の予算総額は461億4,727万7,000円、前年度に比べ5.0%の増となっております。

なお、特別会計のうち下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計において予算増となっていますのは、現行の利率が高い既発債を低利に借りかえることで、将来に向け利子の低減を図るためであります。

厳しい財政状況の中ではありますが、災害からの早期再建と本市の最重要課題である「人口減少対策」につきましても、今、やらなければならないこととして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、予算の提案説明を兼ねて、平成31年度の市政運営に係る施策の概要について申し上げましたが、災害により被災された方が一日でも早く元の生活に戻っていただけるよう早期の復旧に努めるとともに、各施策の効果や成果を検証し、「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」と「第2次宍粟市地域創生総合戦略」につなげていく重要な年度であります。

「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、市民をはじめ地域、事業者、各種団体と協力しながら、安全かつ安心して住み続けることができるまちづくりに取り組むと同時に、人と人とのつながりや宍粟市の魅力ある資源を平成から「新しい時代」へとつなげていかなければならないという思いを込めた予算であります。

議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思っております。あらかじめ御了承賜りたいと

思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月5日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 0時10分 散会)